老齢（通算）年金のしくみ

よく知って年金を生かして

では、ここで国民年金の中心的な「老齢年金」と「通算老齢年金」について支給される要件（必要な条件）などを説明しましょう。

短縮期間に注意して

老齢年金は拠出制（保険料を納付する要件）の年金制度であり、第一に保険料を納めることが要件となりますが、年金は、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合算した期間が二十五年以上あれば支給されます。

しかし、国民年金制度が発足した当時三十一歳以上であった人（昭和五年四月一日以前に生まれた人）は、六十歳までに二十五年の資格期間を満たすことが困難な場合もあります。そのため、特例としてその人の年齢に応じて左の表のように資格期間が短縮されています。

短縮される老齢年金の資格期間

生年月日	老齢年金の受給資格期間
大5年4月1日前	10年
大5年4月2日～大6年4月1日	11
大6年4月2日～大7年4月1日	12
大7年4月2日～大8年4月1日	13
大8年4月2日～大9年4月1日	14
大9年4月2日～大10年4月1日	15
大10年4月2日～大11年4月1日	16
大11年4月2日～大12年4月1日	17
大12年4月2日～大13年4月1日	18
大13年4月2日～大14年4月1日	19
大14年4月2日～大15年4月1日	20
大15年4月2日～昭2年4月1日	21
昭2年4月2日～昭3年4月1日	22
昭3年4月2日～昭4年4月1日	23
昭4年4月2日～昭5年4月1日	24

年金がつながる通算老齢年金

年金制度が「通算」されることをご存知でしょうか。知らないで損をしていませんか。

年金を受けるには一定期間保険料を納めなければなりませんが、職業を変えたりすると、加入する年金制度もそれにつれて変わることになります。ですから一つの制度だけでは、将来年金を受けるさいに必要となる条件を満たせないことになります。

つまり、転職などによって国民年金への加入を忘れ、そのまま放置しておいたりすると、将来年金が受けられない事態も生じかねません。

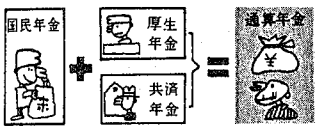

年金制度は通算されます

そこで、そのような転々と年金制度を変わって加入していた期間を、つなぎ合わせて六十五歳から年金が受けられることになっています。―これを「通算老齢年金」といいます。

制度が変わったときは忘れずに加入手続きを行い、〝年金権〟を確保しましょう。

保険料は毎月納付に

ところで年金権を確保するための保険料は、四月から一か月ごとに納付書で納める方法に変わりました。

また保険料は毎年改定されています。これは、年金受給者の年金額も物価スライドに応じて引き上げが行われますので、年金財政の均衡を保つためにやむなく行われている措置です。昭和五十五年度の定額保険料は三千七百七十円、また付加保険料は四千百七十円です。

なお保険料の納付方法には口座振替の方法もあります。この方法ですと自動的に保険料が納付されますので、滞納の心配もなく便利で安心です。

免除制度もある保険料

前にもあるように国民年金に加入している人は、将来、年金を受けるために決められた期間保険料を納めなければならないことになっています。

しかし、長い人生のうちには、たとえば失業したり、災害にあったりして保険料を納めるのが困難になる場合があるかも知れません。そんなときは、申請によって保険料が免除されます。――市役所の窓口でたずねてください。

年金額の算出方法（老齢年金）

老齢年金の年金額は、保険料をかけた期間や受給する年齢によってそれぞれ異なりますが、次のような算出方法です。2つの例をあげてみましたので参考にしてください。

▶年金額は1か月につき1,300円の割合いで計算されます。

▶例1　25年間保険料を納付した人の場合（65歳から受給）

25(年)×12(月)＝300(月)×1,300(円)＝390,000(円)

スライドされて―

390,000(円)×1.207＝470,730(円)

（スライド率）（年金額）

▶20年間納付し、5年間申請免除を受けた場合（65歳から受給）

20(年)×12(月)＝240(月)　5(年)×12(月)＝60(月)

240(月)＋（60(月)÷3(年)）＝260(月)

260(月)×1,300(円)＝338,000(円)

×1.207＝407,966（年金額）

（スライド率）　月額は　33,997円

なお繰り上げ支給を希望するときは減額率×年金額が額から差引かれます。

お買物、ご用命は市内で

創業53周年（全支店120店舗）
低金利融資　お気軽に御来店下さい
㈱ 毛利金融新津支店
新津市山谷町1丁目14番15号　グリーンハイツ斎藤内
☎4－4501

みずみずしい秋の味覚
味自慢　大郷梨
地方発送承ります。
フレッシュでおいしい果物の店
やまいし
新津市本町3　TEL 3－0397

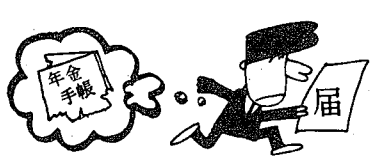

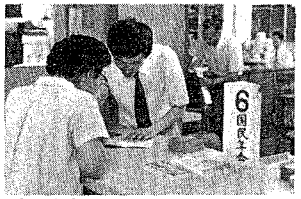

年金 Q&A

質問コーナーです

わからないことは窓口でおたずねを

年金の受給について、実際に窓口に寄せられた質問を例にとって説明しましょう。

早く受給したいときは

問　国民年金は満六十歳になると受けられると聞いていますが、六十歳になると何か通知が来るのですか。

答　いいえ、通知はいきません。国民年金は六十五歳から受給するのが普通なんですが、それ以前（六十歳以後）に繰り上げて受けたいときには、自分から申し出てもらわなくてはなりません。

問　では、どんな手続きをするのですか。

答　満六十歳になった月の誕生日または誕生日が過ぎてから（なるべく誕生日の月内に）印鑑と最終の領収書（保険料の）を持参して、直接窓口に手続きに来ていただければ良いのです。ただし、その時、年金を指定する金融機関へ振込みたい場合は、請求する本人名儀の預金口座番号等をお知らせください。

なお国民年金を掛けた期間が短い場合は通算老齢年金となりますので、本人または配偶者の他の年金との通算対象期間の確認が必要となります。

なお、三ページでふれましたように、繰り上げ支給を受ける場合は、一一％～四二％支給額が減額となります。

では、六十五歳になったらどんな手続きを

問　ところで、六十五歳になって国民年金を受けようとする場合はどうすればいいのですか。

答　六十五歳になって、老齢・通算老齢年金を受けようとする方は、「裁定請求書」というものを市役所の窓口へ提出してください。

裁定請求書は市役所にありますので、年金を請求する方は印鑑をもって、市民課⑥番の窓口で手続きをして提出してください。

年金証書が届くのは…裁定請求書を社会保険庁で審査して、受給権のある方に裁定通知書といっしょに送付されます。その間、時間がかかりますので、証書が届くのは市役所に提出されてから一～二か月はどかかるようです。

また年金が支払われるのは証書が届いてからで、請求手続をした月の翌月にさかのぼって支払われます。

＊　＊　＊

なお年金の支払い月は毎年三月、六月、九月、十二月（老齢年金は十一月）の年四回。通算老齢年金は六月、十二月の年二回で、あなたの指定した銀行または郵便局から支払われます。――また受給者は毎年一回、受給権確認のために「現況届」を社会保険庁へ提出しなければなりません。

変更があったら手続きを忘れずに

加入するには…二十歳になったり、会社をやめた人は、新しく国民年金に加入することになるわけですから、その人はすぐに「**国民年金被保険者資格取得届**」を出すようにしてください。この届け出は、加入者の氏名、性別、生年月日、住所のほかに二十歳になったり、工場や会社などをやめた日を記載して、その日から十四日以内に出さなければならないことになっています。

またサラリーマンの奥さんなどで任意加入する人は〝申出書〟を出す手続きをしてください。

脱退するときは…会社や工場に勤めることになった人は、会社の年金制度に加入しますので、国民年金を脱退することになります。その人はすぐに「**国民年金被保険者資格喪失届**」を出してください。届け出には、国民年金手帳をそえて出すことになります。

氏名などが変わったら…氏名や住所が変わったときも〝**変更届**〟を出してください。その際は、手帳をご持参ください。

手帳をなくしたときは…年金手帳は被保険者資格を明らかにするために必要ですし、将来年金を請求するときに必要なものです。大切に保管しましょう。万一紛失したり、ひどく汚れてしまった場合には、すぐに**再交付申請**をしましょう。汚した手帳はこれにそえてください。

わからないことは市民課国民年金係へ

これまでにのべてきましたように、年金は生活保障に欠かせない大切なものです。手続きを忘れたりしていると せっかくの年金を生かせなくなります。――わからないことなどは、お近くの年金委員か市民課⑥番の窓口（国民年金係）に相談しましょう。

お買物、ご用命は市内で

東芝ストア
より良いサービスと楽しい暮しに奉仕する店
㈱ 八重電商事
本町二　TEL 4－3131(代)

市役所前の靴のイザワ
靴なら何でも揃うイザワ
＊あるく楽しさをお届けする――＊
TEL (2)0625